

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A事業所で昭和62年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっているが、当該事業所には入社以来継続して勤務しているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、人事データ、雇用保険の加入記録により、申立人はA事業所(現在は、B事業所)に継続して勤務し(昭和62年10月1日にA事業所から同事業所C支店に転勤)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を「昭和62年10月1日」とすべきところ、「昭和62年9月30日」として誤って届出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和37年2月から同年7月までの期間は2万円、同年8月から同年12月までの期間は2万2,000円、38年1月から同年5月までの期間は2万4,000円、同年6月及び同年7月は2万6,000円、同年8月から39年2月までの期間は2万8,000円、同年3月及び同年4月は3万円、同年5月及び同年6月は3万6,000円、同年7月は3万3,000円、同年8月から同年11月までの期間は3万6,000円、同年12月は3万3,000円、40年1月は2万4,000円、同年2月は3万3,000円、同年3月は3万円、同年4月は3万6,000円、同年5月は2万2,000円、同年6月は4万8,000円、同年7月及び同年8月は4万2,000円、同年9月は4万8,000円、同年10月は3万9,000円、同年11月は4万8,000円、同年12月は5万2,000円、41年1月は4万5,000円、同年2月は5万2,000円、同年3月は4万5,000円、同年4月は5万6,000円、同年5月は6万円、同年6月は3万9,000円、同年7月は4万8,000円、同年8月は6万円、同年9月は5万2,000円、同年10月は6万円、同年11月は5万2,000円、同年12月は4万8,000円、42年1月は3万9,000円、同年2月は5万2,000円、同年3月は4万5,000円、同年4月は5万6,000円、同年5月は4万5,000円、同年6月及び同年7月は5万6,000円、同年8月から同年12月までの期間は6万円、43年1月から同年7月までの期間は5万2,000円、同年8月から44年2月までの期間は5万6,000円、同年3月から同年10月までの期間は6万円、同年11月は5万2,000円、同年12月から45年4月までの期間は6万4,000円、同年5月から46年5月までの期間は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和37年2月から46年5月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から46年6月26日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に比べ低額であることが分かった。

勤務していた期間のうち、大部分の期間の給与明細書を所持しているため、控除されていた保険料に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び前後の給与明細書から推定できる厚生年金保険料控除額から、昭和37年2月から同年7月までの期間は2万円、同年8月から同年12月までの期間は2万2,000円、38年1月から同年5月までの期間は2万4,000円、同年6月及び同年7月は2万6,000円、同年8月から39年2月までの期間は2万8,000円、同年3月及び同年4月は3万円、同年5月及び同年6月は3万6,000円、同年7月は3万3,000円、同年8月から同年11月までの期間は3万6,000円、同年12月は3万3,000円、40年1月は2万4,000円、同年2月は3万3,000円、同年3月は3万円、同年4月は3万6,000円、同年5月は2万2,000円、同年6月は4万8,000円、同年7月及び同年8月は4万2,000円、同年9月は4万8,000円、同年10月は3万9,000円、同年11月は4万8,000円、同年12月は5万2,000円、41年1月は4万5,000円、同年2月は5万2,000円、同年3月は4万5,000円、同年4月は5万6,000円、同年5月は6万円、同年6月は3万9,000円、同年7月は4万8,000円、同年8月は6万円、同年9月は5万2,000円、同年10月は6万円、同年11月は5万2,000円、同年12月は4万8,000円、42年1月は3万9,000円、同年2月は5万2,000円、同年3月は4万5,000円、同年4月は5万6,000円、同年5月は4万5,000円、同年6月及び同年7月は5万6,000円、同年8月から同年12月までの期間は6万円、43年1月から同年7月までの期間は5万2,000円、同年8月から44年2月までの期間は5万6,000円、同年3月から同年10月までの期間は6万円、同年11月は5万2,000円、同年12月から45年4月までの期間は6万4,000円、同年5月から46年5月までの期間は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額

とオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる標準報酬月額が、上述したとおり、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和40年9月から41年4月までの期間は1万8,000円、同年5月から同年8月までの期間及び同年10月から42年12月までの期間は2万円、43年1月から同年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から44年4月までの期間は2万6,000円、同年5月から同年10月までの期間及び同年12月から45年4月までの期間は2万8,000円、同年5月から46年5月までの期間は3万円、同年6月から48年9月までの期間は3万6,000円、同年10月から49年4月までの期間は4万2,000円、同年5月から同年10月までの期間は5万2,000円、同年11月から50年5月までの期間は4万8,000円、同年6月から同年11月までの期間は6万円、同年12月は7万2,000円、51年1月は6万4,000円、同年2月から54年4月までの期間は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和40年9月から41年8月までの期間、同年10月から44年10月までの期間及び同年12月から54年4月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から54年5月30日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に比べ低額であることが分かった。

勤務していた期間のうち、大部分の期間の給与明細書を所持しているため、控除されていた保険料に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準

報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、昭和40年9月から41年4月までの期間は1万8,000円、同年5月から同年8月までの期間及び同年10月から42年12月までの期間は2万円、43年1月から同年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から44年4月までの期間は2万6,000円、同年5月から同年10月までの期間及び同年12月から45年4月までの期間は2万8,000円、同年5月から46年5月までの期間は3万円、同年6月から48年9月までの期間は3万6,000円、同年10月から49年4月までの期間は4万2,000円、同年5月から同年10月までの期間は5万2,000円、同年11月から50年5月までの期間は4万8,000円、同年6月から同年11月までの期間は6万円、同年12月は7万2,000円、51年1月は6万4,000円、同年2月から54年4月までの期間は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる標準報酬月額が、上述したとおり、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年9月から40年8月までの期間については、申立人は保険料控除額を確認できる給与明細書を所持しておらず、A事業所の元代表取締役は、「A事業所は既に廃業しているため書類は残っておらず、元事務担当者にも話を聞いたが、当時のことは分からなかった。」と回答している。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができず、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額と、申立人と同様の職種であった元同僚の標準報酬月額は同額であることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和41年9月及び44年11月については、申立人は給与明細書を所持しているが、i) 41年9月については、厚生年金保険料が控除されていないことが給与明細書から確認できることから、ii) 44年11月については、オンライン記録上の標準報酬月額が、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額を超えていることから、いずれの月も記録訂正する必要は認められない。

静岡厚生年金 事案 869

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年3月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月13日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に上記申立期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が確認できないとの回答であったが、当該期間は同一企業内で転勤した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、人事台帳及び個人カードにより、申立人はA社に継続して勤務し(昭和36年3月13日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書における昭和36年3月分の厚生年金保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が、資格取得日を昭和36年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日の記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所B支店からA事業所本社の管轄内の事業所に異動となった時期であり、昭和29年4月に入社してから61年6月までA事業所に継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和47年4月1日にA事業所B支店から同事業所本社の管轄内の事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和47年3月31日となっている上、事業主は、「申立てどおりの届出をしておらず、保険料を納付していない。」と回答していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年2月から15年8月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から17年6月1日まで
ねんきん定期便が届き、申立期間の標準報酬月額が引き下げて訂正されていることを初めて知った。標準報酬月額が給与の金額と異なっていることが、源泉徴収簿で確認できるため、当初の被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年2月から15年8月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、15年2月20日付けで、9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は申立期間当時、A事業所の取締役であったことが確認できるが、複数の同僚及び経理担当者は、「申立人はBの仕事をしており、経理や社会保険事務をしたことは無い。社会保険事務は代表取締役が行っていた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時、社会保険事務に関する権限を有しておらず、標準報酬月額の減額訂正には関与していなかったと認められる。

さらに、当時の経理担当者は、「社会保険の事務は事業主が行っていた。平成14年12月の給与遅配の後、事業主から保険料控除額を変更するよう指示を受け事業主を含め4人について金額を変更した。当時、社会保険料の滞納があり、遡^{そきゅう}及訂正により浮いた保険料は滞納保険料に充てたと思う。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成15年2月20日付けで行われた

遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡^{そきゅう}及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成13年2月から15年8月までの期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）において、9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、平成15年9月から17年5月までの期間について、オンライン記録上の標準報酬月額と申立人が提出した源泉徴収簿により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年2月から15年8月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から17年7月1日まで

社会保険事務所においてA事業所での厚生年金被保険者期間の標準報酬月額を確認したところ、受けていた給与の月額と標準報酬月額が相違していることが分かった。給与明細があるため、当時受けていた給与に標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年2月から15年8月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、15年2月20日付けで、9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は申立期間当時、A事業所の取締役であったことが確認できるが、複数の同僚及び経理担当者は、「申立人はBの仕事をしており、経理や社会保険事務をしたことは無い。社会保険事務は代表取締役が行っていた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時、社会保険事務に関する権限を有しておらず、標準報酬月額の減額訂正には関与していなかったと認められる。

さらに、当時の経理担当者は、「社会保険の事務は事業主が行っていた。平成14年12月の給与遅配の後、事業主から保険料控除額を変更するよう指示を受け事業主を含め4人について金額を変更した。当時、社会保険料の滞納があり、遡^{そきゅう}及訂正により浮いた保険料は滞納保険料に充てたと思う。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 15 年 2 月 20 日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡^{そきゅう}及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 13 年 2 月から 15 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 15 年 9 月 1 日）において 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については、遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、平成 15 年 9 月から 17 年 6 月までの期間について、オンライン記録上の標準報酬月額と申立人の同僚が提出した源泉徴収簿により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から平成3年2月まで

私は、20歳になった昭和59年に、病院で国民健康保険が無いと医療費が全額負担になるので加入するように言われ、役所にその申請に行った際、国民年金にも一緒に加入するように言われたので加入した。その後、平成3年に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の記録は無く、最初の国民年金被保者資格取得日は平成10年12月31日と記載されており、申立期間は未加入期間となっている。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、平成11年8月24日及び13年2月20日に国民年金の加入勧奨対象者とされており、11年3月から12年3月までの国民年金保険料を13年4月24日に一括納付していることから、申立人は、国民年金の加入手続を適切に行っておらず、2度の国民年金加入勧奨を受けたことを契機に加入し、10年12月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、申立期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の交付状況、国民年金保険料の納付方法、納付金額についての記憶が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1078

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年3月まで
私は、昭和47年の夏ごろに国民年金のテレビコマーシャルを見て、サラリーマンの妻も国民年金に加入できることを知り、電話で加入を申し込んだ。国民年金手帳と納付書は、申し込んだ後に送られてきたのか、自分で受け取りに行ったのか定かではないが、国民年金保険料を納めた記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、電話で加入申込みをしたか、当時居住していた市の出張所へ行き加入手続したと述べているが、当時の同市では、電話及び出張所で国民年金の加入の受付及び加入手続を行っていなかったとしており、申立人の主張と相違するほか、申立期間当時に社会保険庁(当時)が国民年金のテレビコマーシャルを放送していた事実は確認できない。

また、申立人は、昭和48年2月に現在居住する市に転居し、同市役所の窓口で住所変更の届出をした時に国民年金手帳を提出したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は同年5月に同市を管轄する社会保険事務所(当時)において払い出されたものであり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、国民年金被保険者資格の取得日は昭和48年4月30日と記載されており、申立期間は未加入期間となっていることから、申立期間に係る納付書が発行されたとは考え難く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年10月まで

申立期間当時、市役所の職員が来て、私が住む社宅の奥さんたちを集めて国民年金の加入手続の説明を行い、私も任意加入し、国民年金保険料を納付したはずである。

最初に交付された国民年金手帳に記載された名字の読み方が違うため、納付記録が確認できず、申立期間が未納とされていると思うので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する国民年金手帳（昭和36年4月1日発行）を見ると、申立人は、昭和36年2月2日付けで国民年金に任意加入したことが確認でき、申立期間中の37年8月ごろに住所を異動したと述べているものの、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、異動先の住所の記載が無いことから、国民年金に係る住所変更手続が適切に行われていなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、同じ社宅の住人と一緒に国民年金に加入したと述べているとおり、当該住人4人に対して申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、このうち、3名については、申立期間の国民年金保険料は納付済みであるものの、1名については、申立人と同様、昭和40年11月26日付けで国民年金被保険者資格を喪失しており、当該期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた2市では、いずれも国民年金保険料の納付後に国民年金手帳に印紙を貼付し、領収印を押すこととなっていたが、申立人の所持する国民年金手帳には検認印は無く、社会保険事務所（当時）

に納付記録を進達する際に切り離すこととなっていた国民年金印紙検認台紙も残されていることから、申立期間に係る保険料の納付があったことがうかがえないほか、申立人は申立期間の納付方法及び納付金額について記憶が無い上、まとめて遡^{そきゅう}及納付した記憶も無い。

一方、申立人の国民年金手帳を見ると、申立人の名字の振り仮名が誤って記載されているが、国民年金手帳記号番号自体に誤りが無いなど、申立人の納付記録に影響があったことがうかがえない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 60 年 12 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA事業所で厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB健康保険組合が提出した回答書から、申立人が申立期間の一部期間にA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時の事務担当者は、「健康保険、雇用保険及び労災保険は強制的に加入させていたが、厚生年金保険は全員を加入させていなかったと思う。」と述べている。

また、申立人が同じ業務をしていたと記憶する同僚は、「入社時に事業所から、健康保険、雇用保険は加入させるが、厚生年金保険は加入するかしないかどちらでもよいと言われ、自分は厚生年金保険に加入しなかった。」と述べており、A事業所において当該同僚に係る厚生年金保険の加入記録は確認ができない。

さらに、A事業所は、昭和 60 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの期間、国民年金に加入し、同年 7 月から同年 12 月までは保険料納付済期間であることが確認できる。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和

56年3月1日から最後に被保険者資格を取得した者の同資格取得日である59年7月1日までの記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から 58 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、申立期間について加入記録の確認ができないとの回答を得た。

給与明細は無いが、A事業所に正社員として勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の証言から判断すると、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、事業所名簿において、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない上、A事業所の事業主の配偶者は、「A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言しており、オンライン記録によれば、A事業所の事業主は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は当時の同僚について、氏名のうち姓のみしか覚えておらず、特定することができない。

さらに、オンライン記録によれば、B地内において、A事業所の名称で複数の事業所が厚生年金保険の適用事業所になっていることを確認できるが、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 1 月 21 日まで
(A 事業所)
② 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
(B 事業所)
③ 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 9 月 30 日まで
(B 事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間についても厚生年金保険に加入していたはずであり、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、上司及び同僚の証言並びに事業所の回答から、申立人がA事業所及びB事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間①について、申立人に係るA事業所での雇用保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ昭和 55 年 1 月 21 日であることが確認できる。

また、当時B事業所で申立人の上司であった者に聴取したところ、「A事業所はB事業所と地域を異にする同じ系列の事業所であり、入社後の試用期間の取扱いについては、どの地域の事業所でも全般的に同じだった。」、「就業規則の規定に基づき、入社してから数か月程度の試用期間があり、その期間は社会保険には加入させていなかった。」と証言しており、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

申立期間②について、当該期間より前の期間にB事業所において、申立人

に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が申立期間②より前に、B事業所に勤務していたことが認められるが、前述した上司は、「いったん退職した職務経験者が再入社した場合であっても、一律に入社してから数か月程度の試用期間を設けていた。営業社員である限り例外はない。」と証言しており、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

申立期間③について、B事業所に照会したところ「申立人は、昭和58年9月にB事業所を退社している記録が確認できる。」と回答しており、オンライン記録から確認できる厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和58年10月1日）と同時期である。

また、申立人は、昭和59年6月21日から同業者である別事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが、オンライン記録から確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言及びA事業所の人事記録を管理しているB事業所が保管する申立人の人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、上述の人事記録から、申立人は、昭和 38 年 11 月 1 日に用務員に任命されていることが確認でき、B事業所の担当者は、「申立人は、申立期間において、正規職員として共済組合に加入している。」と述べている。

また、C共済組合D支部は、「申立人は、申立期間において、C共済組合の組合員であり、昭和 42 年 11 月 2 日に退職一時金を一部受給している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 10 月まで
申立期間当時、定時制高校に通いながらA事業所で働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の有限責任社員は、「勤務していた時期は分からないが申立人の名前に記憶がある。」と証言しており、A事業所の取引業者は、「亡くなった自分の父親が申立人を同事業所に紹介したことを覚えている。」と証言していることから、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間当時A事業所に在籍していた複数の同僚に聴取したが、申立人のことを記憶している者は無く、申立人の勤務していた期間及び業務内容について確認することはできなかった。

また、オンライン記録によれば、A事業所はすでに厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表者も死亡している上、複数の同僚は「事務担当者はすでに亡くなっている。」としているため、厚生年金保険の適用、保険料控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 36 年 3 月 10 日から 38 年 6 月 1 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から26年3月11日まで
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和26年5月22日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、36年4月まで公的年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月ころから 33 年 9 月ころまで
申立期間当時、義兄と同じA社B工場で働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉の証言及びA社B工場に関する申立人の具体的な記憶から判断すると、申立人は当該事業所に勤務していた可能性も否定しきれない。

しかし、A社では、「人事記録台帳を調査した結果、申立人が同じ工場に働いていたと述べている申立人の義兄の在籍記録は存在するが、申立人の在籍記録は無い。」と証言している。

また、申立人は「A社B工場では臨時工として働いていたかもしれないが、臨時工でも厚生年金保険の記録があってしかるべきだ。」と主張しているが、A社では、「臨時工の場合、昇格試験に合格した者だけが本雇いになって在籍記録が残り、本雇いになった時点で厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、上述の義兄はすでに亡くなっているほか、申立人は、「同じ現場で働いていた同僚は4～5人であった。」と述べているものの、当該同僚の氏名を覚えていないことから、申立期間当時の申立人のA社B工場における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることはできなかった。

なお、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 29 年 4 月 12 日から 33 年 11 月 1 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。